

第3節 国際協力の推進

1 水銀条約外交会議及び本県の取組

現況

平成21年2月に開催された国連環境計画（UNEP）の第25回管理理事会において、平成25年までに国際的な水銀規制に関する条約の制定を目指すことが合意されました。これを受け、平成22年5月に鳩山総理大臣（当時）は、条約の採択・署名のための外交会議を我が国に招致し、「水俣条約」と名付けたいとの意向を表明しました。

条約採択に向けて平成22年から政府間交渉委員会（INC）が開催されており、第2回のINC（INC2）において、平成25年に予定されている条約の採択・署名のための外交会議を日本国内で開催することが了承されました。

本県においては、この会議を熊本市及び水俣市に招致し、水俣病の歴史と教訓、水俣・芦北地域の環境の回復、保全に向けた先進的取組を世界に発信することで、水銀削減に向けた国際的な取組に貢献したいと考えています。

課題

平成25年1月に開催予定のINC5において、外交会議の開催地及び条約の名称が決定される予定ですが、約120カ国の代表やNGO等が集まる大規模な外交会議となることが想定されるため、会議が円滑に運営されるよう、開催地として受入準備を進める必要があります。

また、条約の内容について、貿易の制限や廃棄物等の取扱といった項目などが議論されていますが、国内においても蛍光灯や血圧計、体温計をはじめとして、水銀を使用した製品が流通しているため、今後、国による対応が必要とされるとともに、本県でもそれに応じた取組が求められます。

取組

本県が条約の採択・署名のための外交会議を招致するにあたって、水銀の削減に向けて一自治体として出来得る取組のひとつとして、「水銀ゼロ推進事業」に取り組み、水銀を使用した血圧計等の使用状況調査や、エコパーク水俣の照明のLED化等を行いました。調査を通じて、現在も医療機関や教育機関、関係団体等において水銀含有製品が使われており、廃棄方法等の正しい知識の普及が必要であることがわかりました。（詳細は第1部を参照下さい。）

このため、当該製品の取扱や廃棄方法についての啓発を目的としたリーフレットを作成するとともに、水銀条約外交会議に本県が貢献できるよう取り組んでいきます。

2 環境センターへの外国人研修生の訪問

熊本県環境センターは、環境問題について正しい理解と認識を深め、環境に優しい行動を推進していくための「環境学習」、「環境情報提供」の拠点として水俣市に開館し、同一敷地内にある水俣市立水俣病資料館（平成5年1月開館）、国立水俣病情報センター（平成13年6月開館）と役割分担しながら、啓発事業に取り組んでいます。

外国人研修生の訪問の主な団体は、JICA（海外研修生への講義）、忠清南道関係者視察等です。また、NPO法人 環不知火プランニングが企画した海外研修生向け旅行プランによる訪問もあります。

表 6-1-2 平成5年～23年度 熊本県環境センターに訪問した外国人研修生の推移

平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
—	191人	99人	152人	69人	82人	102人	202人	175人	180人
平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	合計
251人	246人	278人	202人	235人	378人	162人	188人	104人	3,192人

3 越境汚染対策

現況

近年、高濃度の光化学オキシダントが西日本一帯で広域的に観測され、大陸からの越境汚染の可能性が示唆されています。また、大陸からの黄砂の大規模化が示唆されており、黄砂と有害物質との関係も研究が進められています。

また、平成22年9月に新たに環境基準が定められた「微小粒子状物質」についても西日本地域において環境基準の未達成地域が多いことから、越境汚染が示唆されています。

課題

越境汚染は、影響範囲が広域であるため、県単独の調査では限界があります。また、光化学オキシダントや微小粒子状物質などの濃度上昇の原因が明らかではないため、更なる研究が必要です。

取組

九州地方知事会において、光化学オキシダントの発生要因の解明などを国へ要望しています。また、各県の光化学スモッグ注意報発令情報について、速やかに情報交換を行うこととしました。

有害大気汚染物質における、越境汚染の影響を調査するために、九州各県と山口県において測定結果の共有化及び解析評価を行っています。

また、微小粒子状物質は、監視局が全国的に少ないため現在監視体制を整備しています。